

「松原市手話言語条例（素案）」に対するパブリックコメント の実施結果について

寄せられたご意見の概要とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

パブリックコメント実施の概要

1. 意見募集期間

令和2年6月22日（月曜日）から令和2年7月22日（水曜日）まで

2. 方法

- (1) 周知方法 市ホームページへ掲載、広報で告知
- (2) 閲覧場所 障害福祉課（1階10番窓）
市役所1階情報コーナー
松原市総合福祉会館（1階窓口）

3. 意見書の提出方法

持参、郵送、ファックス、電子メール

4. 意見書募集結果

意見提出者：9名 意見総数：17件

5. 意見の内訳

- 意見を反映させるものとして修正したもの
0件
- 意見の趣旨等が既に素案に盛り込まれているため、素案のとおりとしたもの
0件
- 意見の反映はせず、素案のとおりとしたもの
0件
- 意見が要望や感想などであるため、直接反映はしないが、今後の施策の参考とするもの
17件

6.意見内容及び市の考え

番号	意見の概要	市の考え方
1	松原市は、他の市ではあまりない男女の正職員の手話通訳者を置いているので、男性の手話通訳者にしか相談できない事、女性の手話通訳者にしか相談できないことを分けて相談できる点は非常にいいです。今後も質の高い男女の正職員の手話通訳者を置き続けてください。 (同様の意見が他に1件)	ご意見の趣旨を踏まえ、日々、知識や手話通訳の技術向上に努め、質の高い支援を提供できるように努めてまいります。
2	現在、男女2名の手話通訳者がいます。今後も同じ人が引き続き障害福祉課に設置手話通訳者としてほしい。 (同様の意見が他に1件)	
3	現在、松原市に正職員の手話通訳者が2名いて、対応等大変満足しているが、2人が忙しすぎて、市役所にいなかったり、他のろう者と対応中ということがあるので、新たに手話通訳者を障害福祉課に増やしてほしい。 (同様の意見が他に1件)	設置手話通訳者は、ろう者が手話によるコミュニケーションを図るうえで重要と認識しております。今後も引き続き、障害者施策全体を考えた体制の充実を図るため、関係部局に働きかけを行うとともに、手話通訳者の養成・確保に向けた施策を推進してまいります。
4	市役所の職員のみみなさんにも手話を学んでほしい。	ご意見のとおり、手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大の施策は重要な課題であると認識しております。いただいたご意見を参考に、今後も引き続き、様々な施策や事業を検討してまいります。
5	聞こえる人が市役所にリアルタイムで電話するように、聴覚障害者もリアルタイムで連絡できる環境整備を進めてほしい。 (同様の意見が他に1件)	手話を使用しやすい環境の構築のための施策として、ICT(情報通信技術)を活用した新しいコミュニケーション環境の創出について検討してまいります。
6	ろう者で文章が苦手な人が、緊急時等に手話通訳を依頼したい場合、FAXで通訳依頼ができず、窓口にも行けないことがある。市役所にタブレット等通信機器があれば、リアルタイムで連絡が取れるので、そのような環境を整備してほしい。	
7	24時間、土、日、祝日手話通訳を依頼できる体制を整えてほしい。 (同様の意見が他に1件)	
8	図書館に手話に関連する書籍を扱ったコーナーを作してほしい。	ご意見のとおり、手話やろう者に対する理解、手話の普及を図る施策は重要な課題であると認識しております。いただいたご意見を参考に、今後も引き続き、様々な施策や事業を検討してまいります。
9	小さい頃から手話に触れる機会(ろう者との交流など)を作してほしい。	
10	松原市の手話言語条例が制定された後、制定された条例を手話動画で説明してほしい。	
11	第7条にある学校における手話の普及について、私はボランティアで小学校の子どもたちに、手話やろう者のことを話していますが、年1回の機会では全く理解できないと思っていました。ぜひ、小学校で手話を学べる企画を増やして、私たちが望む理想の「未来」、つまり、安心して通訳を受けることができる環境、手話通訳が育つ環境の整備(第8条)が出来ると嬉しいです。私も微力ながらその一助に加わりたいと思っています。	
12	全文については、他市の条例と比べて、分かりやすい内容で私たちろう者が言いたいことを表現していただき、大変すばらしい内容です。	この条例は、手話が言語であることを認めた上で、手話とろう者への理解を促進することを基本理念としています。そのため、今後も引き続き、手話・ろう者への理解を深めるよう取り組んでいきます。